

民間研究機関におけるものにまで、範囲を拡げられたいこと。

2-28

昭和27年4月24日

日本学術会議第12回総会

破壊活動防止法案の成行に重大な関心を寄せる声明（声明）

われわれは、現在国会に提案されている破壊活動防止法案が、学問・思想の自由を圧迫するおそれがあると、深く憂慮し、今後の成行について、重大な関心をよせるものである。

2-29

昭和27年4月24日

日本学術会議第12回総会

選挙において科学者としての良心に恥ない行動を期待する声明（声明）

日本学術会議の会員選挙は世界に類例を見ないものであり、これの円満な運営は科学者の高度の道徳心の上に立つてのみ可能であり、単に法律を以て律し得るものではない。全国の科学者はこの点に深く思いをいたし、選挙にあたつては、科学者としての良心に恥じないよう行動せられることを期待する。

右、声明する。

2-30

庶発第179号 昭和27年5月1日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

学術研究のための海外渡航について（申入）

本会議は、4月24日その第12回総会の議決に基き、下記のとおり申し入れます。

記

從来日本学術会議会員等で、不明瞭な事由によつてその海外渡航が阻止された事例のあつたことは、学問の進歩のため遺憾である。

政府が旅券法を運用するに当つては、学術研究のための海外渡航に支障がないよう特に注意せられたい。

2-31

庶発第189号 昭和27年5月8日

文部大臣 天野貞祐 殿

日本学術会議会長 亀山直人

国立大学における大学院の設置について（要望）

本会議は、4月24日その第12回総会の議を経て、標記について下記のとおり希望いたします。

記

新制大学におけるその組織の一環としての大学院は、科学技術の研究者養成の最高機関として構想されたものである。従つてこの制度の内容とその運用の如何は、わが国の科学技術の隆盛に影響するところが大きい。この見地から、日本学術会議は、さきに大学院の組織及びその基準に関して申入れを行い、特に考慮を煩わして來たが、国立大学においてもいよいよ明年度から新制大学院を設置すべき段階に達したので、ここに重ねてこの制度の重要性を強調し、特に次の諸点について必要な措置を講ぜられたい。

1. 新制大学における大学院は、ひとえに研究者の養成を指向するものであるから、その本質上量よりはむしろ質を重んずべきであり、従つてこれを設置する大学は、その研究施設及び教授組織の充実したものでなければならない。むろん国土計画の観点から、その配置の適正を期さなければならないということはいうまでもないが、総花主義の悪平等におちいり、いたづらに国力を分散させることは、この際極力これをさけなければならない。なお、国立大学に設置される大学院は、修士課程と博士課程とを併せおくことが適當であり、この関連においても、大学院を設置する大学の研究施設及び教授の組織は、高度に充実したものであることが要請される。もつとも大学院入学志望者がこの線に沿うて設置さる大学院の収容能力をはるかに超える場合には、修士課程のみをおく大学院の設置を考慮する必要があろう。
2. 大学院における教育は学部の教育を基礎とするものであるから、大学院を設置する大学については、助教授、助手を補充して不完全講座の完全化をはかるとともに、戦時中減員された教授定員の復元、その他大学院の必要とにらみあわせて講座の転換または新講座を設置する等、学部の充実を期することが絶対に必要である。なお、研究資料及び図書の整備に努めなければならぬことはいうまでもないが、なかんずく戦時中次号になつてゐるパックナンバーについては、急速にその補充の途が講じられなければならない。
3. 大学院は科学技術の発達普及の大任をなうべき研究者の養成を目的とする最高の機関であるから、優秀者の収容につとめるとともに、他面これらの研究者が安んじてその研究に専念できるように、助成の途を講ずることが必要である。故に大学院学生については、既存の特別奨学生または育英奨学資金制度を拡大するほか、これとは別途に、国費をもつてひろくその研究を助成するための制度を確立することが望ましい。

2-32

庶発第190号 昭和27年5月8日

法務総裁 木 村 篤太郎殿

日本学術会議会長 亀 山 直 人

学問・思想の自由の保障について（申入）

本会議は、4月24日その第12回総会の議決に基き、下記のとおり申し入れます。

記

日本学術会議は、その発足以来、日本国憲法の保障する学問及び思想の自由が充分尊重されることについて深い関心をよせてきました。